新型コロナウイルス感染拡大に伴う 電気料金およびガス料金の特別措置について

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

1. 電気料金およびガス料金について

2020年2月分、3月分、4月検針分の電気料金およびガス料金について、支払期限日*1を1ヶ月間延長いたします。

2. お申し出によって今回の措置を適用させていただくお客さまについて 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度*2の貸付がなさ れているお客さまであって、一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置 適用のお申し出をされたお客さまに適用いたします。

3. お申し出方法について

3月25日から受付を開始します。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当 社お客さまセンター(0120-811-792、 受付時間 平日9:00~19:00、土・日・祝9:00 ~17:00) までご連絡ください。

*1 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息(1日あたり0.0274%)を申し受けます。

*2 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度(2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度)